

墨田区公式ユーチューブチャンネル運用要領

(目的)

第1条 この要領は、墨田区（以下「区」という。）がユーチューブを区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ 米国 YouTube 社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。
- (2) 区公式チャンネル 区が運用するユーチューブのページをいう。
- (3) アカウント ユーチューブを運用するために取得した権利及び登録情報をいう。
- (4) コメント 投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

(運用主体)

第3条 区公式チャンネルの運用主体は区とし、区のアカウントの管理及び動画の投稿は、企画経営室広報広聴担当（以下「広報広聴担当」という。）が行う。

2 区公式チャンネルを運用するに当たって、情報の作成、発信及び更新の決定は、広報広聴担当課長が行う。

3 区公式チャンネルのURLは、次のとおりとする。

<https://www.youtube.com/channel/UCItG1G20YEprzNPFyFLEfCw>

(アカウント運用者の明示)

第4条 区は、いわゆるなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として区公式チャンネルのURLを区公式ウェブサイトにも明示する。

(投稿内容)

第5条 区公式チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 区政情報番組「ウィークリーすみだ」
- (2) 区が作成した動画
- (3) その他広報広聴担当課長が適当と認めるもの

(コメントの使用制限)

第6条 区は、区以外のアカウントへのコメント又は区公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントを行わない。ただし、区公式チャンネルの運用目的に照らして広報広聴担当課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(区公式ウェブサイトとのリンク)

第7条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として区公式ウェブサイトのみとする。ただし、区公式チャンネルの運用目的に照らして広報広聴担当課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(運用の停止)

第8条 区は、区公式チャンネルの運用が困難になった場合は、その理由を区公式ウェブサイトにも明記し、区公式チャンネルの運用を停止する。

(知的財産権)

第9条 区公式チャンネルに掲載する個々の情報(写真、文章等をいう。以下同じ。)に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、区に帰属する。

2 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条の私的使用のための複製、同法第32条の引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、区公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

(免責事項)

第10条 区公式チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害については、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、区公式チャンネルの運用について必要な事項は、広報広聴担当課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年10月3日から適用する。